
令和8年度
民間及びI C T等の活用のあり方診断
指定管理者サービスチェック

講 評

令和8年8月

大野城市公共サービス改革委員会

目 次

1	サービスチェック対象施設	1
2	サービスチェック実施日	1
3	審議体制と流れ	1
4	講評	1
	(1) 大野城市いこいの里	1
	(2) 障がい者支援センター	4
	(3) 大野城いこいの森	6
	(4) コミュニティセンター（南・中央・東・北）	9

1 サービスチェック対象施設

	施設名	現指定管理者	指定期間	施設所管課
1	大野城市いこいの里	株式会社トキワビル 商会	3年間	すこやか福祉部 すこやか長寿課
2	障がい者支援センター	社会福祉法人 野の 花学園	5年間	すこやか福祉部 福祉サービス課
3	大野城いこいの森	ハッピーツリーグル ープ	5年間	都市整備部 公園街路課
4	コミュニティセンター (南・中央・東・北)	NPO法人 共働の まち大野城	5年間	地域創造部 地域行政センター統括課

2 サービスチェック実施日

- 令和8年6月29日(月):午後
- 令和8年6月30日(火):午後
- 令和8年7月1日(水):午後

3 審議体制と流れ

民間及びICT等の活用のあり方診断部会での審議後、公共サービス改革委員会で審議しました。

4 講評

(1) 大野城市いこいの里

① 現在の指定管理者のサービスについて

【施設の管理運営の概要と前回診断時の指摘事項への対応状況】

- 市内の高齢者等に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者等の健康で明るい生活に資することを目的に、平成7年から設置・運営されている。
- 前回診断では、利用者アンケートの年齢区分が60歳以上は同一で、高齢者の年齢区分別の利用実態が不明であることや、実利用者数が把握されていないこと(リピーターがどの程度いるのかが不明)、利用していない市民ニーズが把握されていないことが課題とされていました。
- これらに対して、利用者アンケートでは70歳以上の年齢区分が追加され、改善されています。
- また、明確な実利用者数は不明ですが、令和7年度は利用者総数44,562人のうち、市民60歳以上で延べ利用者35,210人に対して回数券利用者数29,570人(84.0%)、市民60歳未満(未就学児を除く)で延べ利用者数3,252人に対して回数券利用者数1,491人(45.8%)、

市外在住者は全年齢の延べ利用者 5,835 人に対して回数券利用者数 2,100 人（36.0%）で、全体では 74%以上がリピーター利用と推測されます。回数券が 11 枚綴りであることを踏まえると、都度利用者数 11,401 人（市民 7,666 人（未就学児 265 人を含む）、市外在住者 3,735 人）、回数券利用実利用者数は最大 3,015 人（市民回数券延べ利用 31,061 人・回÷11 回＝2,824 人、市外在住者回数券延べ利用 2,100 人・回÷11 回＝191 人）、年間実利用者数は最大 14,416 人と推計されます。

- さらに、大野城市公共施設再編計画市民アンケート調査結果（令和 6 年 12 月）によると、過去 1 年間本施設を利用しなかった割合は 93.5%で、利用しない理由（複数回答）は、「利用する必要がない 72.2%」、「施設の存在やサービスの内容を知らない 25.2%」、「住まいからの距離が遠い 2.8%」の順に多い状況です。
- これらを総合すると、市民全体から本施設に対するニーズは低く、利用者の多くはリピーター利用者が占めます。また、令和 8 年 1 月 31 日現在の 60 歳以上の市民 29,777 人（市ホームページ 人口・世帯数（令和 8 年）より）に占める 60 歳以上の実利用者の割合は最大 28.0%（8,328 人）です。ただし、都度利用者にも一定割合のリピーターが存在することが予想されること、回数券利用者には年間複数回の回数券購入者の存在が予想されることを考慮すると、本施設の利用は一部の 60 歳以上の市民に偏っていることが推測されます。

【施設のサービス状況】

- 利用者アンケート調査結果（回答者総数 313 人）によると、施設に対する満足度（5 項目）、サービスに対する満足度（4 項目）の全ての項目が、「非常に満足」と「やや満足」を加えた満足している割合が 60%を超えています。衛生面、安全面で特に問題となる事象は確認されませんでした。
- 一方、館内に設置しているヘルストロンやマッサージ器の一部が故障し利用できないこと（ヒアリング時は対応を検討中とのこと）、個室トイレで洋式よりも和式が多いこと（ヒアリングでは利用者から洋式を増やすとの要望はないとのこと）、麻雀スペースは利用登録 3 グループ中 1 グループがほぼ使用していることなどが、改善検討が必要な事項として確認されました。
- また、新型コロナ禍の行動制限解除後に利用者が増加したことに伴い、利用を断っている場合もあるとの説明でしたが、断られた人の中には市民も含まれる可能性があります。本施設は、大野城市が設置・運営している施設であることから、市民（特に 60 歳以上）の利用が優先されるべきであり、利用者が多い場合の市民利用優先の運営方法の明確化が必要です。

② 現在の施設利用料金について

- 現在の施設利用料金は、市民 60 歳以上は 100 円、市民 60 歳未満は 200 円、市外在住者は 300 円です。また 11 枚綴りの回数券では 1 回当たり、市民 60 歳以上 91 円、市民 60 歳未満 182 円、市外在住者 273 円です。さらに毎月 26 日は回数券購入者に無料券 2 枚をプレゼントしており、実質 13 枚綴りとなり、1 回あたりの金額は、市民 60 歳以上 77 円、市民 60 歳未満 154 円、市外在住者 231 円です。
- 一方、福岡県内の銭湯（公衆浴場）の入浴料金は、福岡市と北九州市で 12 歳以上は 550 円（6 歳以上 12 歳未満の中人 200 円、6 歳未満の小人 100 円）、大牟田市は 12 歳以上は 500 円（中人、小人は福岡市・北九州市と同額）であり、本施設の利用料金は銭湯入浴料金よりも格安な水準です。

- 令和 7 年度の本施設の支出合計 31,578 千円、延べ利用者数 44,562 人から、利用者 1 人当たりの支出額（コスト）は 708 円ですが、これを大きく下回る利用料金としている理由について、所管課は、「他自治体と比較して妥当な利用料であることや、市外住民の利用により、大野城市の施策を P R するねらいなどにより、このような料金設定としている」との回答でした。この回答は具体的な根拠が無く、また、大野城市の施策の P R 効果も不明であること、施設の設置目的である「市内の高齢者等に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者等の健康で明るい生活に資すること」と無関係であることから、少なくとも 60 歳以上の市民の利用料金以外については本施設の利用料金の妥当性はないものと判断します。

③ 次期指定管理者の選定について

i) 次期指定管理者の選定に向けた課題について

- 「② 現在の施設利用料金について」で指摘した、利用者 1 人当たりの支出額を大幅に下回る利用料金（特に 60 歳以上の市民以外の料金）は妥当性がなく、抜本的な見直しが必要と考えます。

また、施設建設（平成 7 年）から 30 年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進み、今後、改修等で多額の費用が必要となること、本施設の建設・開業当時は環境整備対策施設としての役割があったものの、現在ではごみ処理施設としては稼働を終え、一般廃棄物埋立終了後の最終処分場環境モニタリングを実施し跡地管理を行っている状況です。所管施設等に確認のうえで、地元住民の理解が得られるのであれば、今後の本施設のあり方（廃止など）について検討が必要です。

ii) 次期指定管理者の選定方法及び指定期間について

- 本施設が提供するサービス内容を踏まえると、次期指定管理者は、従来と同様に公募で選定することが適切と考えます。また、指定期間も従来と同様に 3 年（令和 9 年度から令和 11 年度）が適切と考えます。
- なお、次期指定期間終了の前年度（令和 10 年度）末までに、「i）次期指定管理者の選定に向けた課題について」で示した内容を十分に検討し、結論を導き出すことが必要です。

(2) 障がい者支援センター

① 現在の指定管理者のサービスについて

【施設の管理運営の概要と前回診断時の指摘事項への対応状況】

- 本施設の設置目的は、「市内に居住する知的障がい者及び身体障がい者の福祉の増進に寄与するため、障害者総合支援法に規定する生活介護及び就労継続支援B型等の事業を実施すること」です。
- 前回診断時の講評指摘事項に対して、その内容を指定管理者基本協定書に反映させ、改善が進められたことを確認しました。

【施設のサービス状況】

- 本施設の利用定員は、生活介護 20 名、就労継続支援B型 10 名ですが、安全を確保しながら曜日等の調整を行うことで定員を超える 40 名程度（全て市民）を受け入れています。受け入れている障がい者は、市内の同種施設よりも重度の障がい者が多く、十分な配慮やマンツーマン対応の実施状況を確認しました。
- 利用者アンケート調査結果（回答者総数 29 人）によると、施設に対する満足度（3 項目）の全ての項目で、「よい」と「だいたいよい」を加えた満足している割合が 80%を超えています。また、サービスに対する満足度（5 項目）の全ての項目で、満足している割合が 70%を超えています。なお、衛生面、安全面で特に問題となる事象は確認されませんでした。

② 次期指定管理者の選定について

i) 次期指定管理者の選定に向けた課題について

【運営に係る収入・支出の安定化】

- 本施設は現在、指定管理者交付金を交付せずに、指定管理者の事業収入等により運営に必要な費用が確保されています。この様な状況の中、令和7年度は、当期末処理損益が▲9,538 千円の赤字となっています。この主な要因は、障害福祉サービス費等の報酬請求における生活介護の人員配置加算が、予算作成時に想定していた加算額よりも低くなったことと、生活介護の定員に対して利用率が 86.7%に留まったことによる介護給付費収入減が挙げられています。
- 今後も指定管理者交付金を交付せずに本施設の管理・運営を継続するため、予算作成時の需要予測等の精度の向上や、生活介護の定員に対する利用率の向上を図るとともに、重度の障がい者を受入れるために必要な人員配置等を踏まえた収支構造の分析を行い、安定的な運営につなげる必要があります。

【本施設で実施するサービスの根拠の検証】

- 市内には、他に障がい者を対象とした社会福祉法人を始めとする同種の民間サービスが存在する中、所管課は、市が本施設の管理・運営を続ける理由・根拠を明確にする必要があります。特に、本施設の設置目的として「・・・障害者総合支援法に規定する生活介護及び就労継続支援B型等の事業を実施すること」とあり、なぜ生活介護なのか、なぜ就労継続支援B型事業なのかについて、周辺自治体の同種事業の実施状況や、市内における民間サービスの内容を調査・検討した上で、今後の方向性を明らかにする必要があります。

ii) 次期指定管理者の選定方法及び指定期間について

- 本施設が提供するサービス内容を踏まえると、次期指定管理者は、従来と同様に公募で選定

することが適切と考えます。また、指定期間も従来と同様に5年（令和9年度から令和13年度）が適切と考えます。

- なお、次期指定期間終了の前年度（令和12年度）末までに、「i）次期指定管理者の選定に向けた課題について」で示した内容のうち、【本施設で実施するサービスの根拠の検証】を十分に検討し、結論を導き出すことが必要です。

(3) 大野城いこいの森

① 現在の指定管理者のサービスについて

【施設の管理運営の概要と前回診断時の指摘事項への対応状況】

- 平成4年に設置された本施設は、豊かな自然が残っている牛頸ダム周辺の森林、水辺環境と公園を活かし、利用者が快適に余暇を楽しめる施設を提供することを目的に運営されています。
- 前回診断時の講評指摘事項として、キャンプ場の市民利用者の割合が2割を下回っていること、それを踏まえた市民と市外利用者の料金を見直すなど、市外からの利用者負担の在り方を検討することが求められるとあります。これに対して、市民利用者増加のために市民団体への駐車料金減免、市民先行予約、市民アーリーチェックイン料金減免、市民向けロッジ半額キャンペーンなどが実施されていますが、引き続き2割を下回る水準が続いており、明確な効果が確認できません。また、所管課から市内・市外別料金制度について、利用者の8割以上を占める市外利用者の料金引き上げにより市外利用者数が減少し、利用料金収入が大きく減少する可能性があることから、今後も慎重に検討する旨の回答がありました。

【施設のサービス状況】

- 利用者アンケート調査結果（回答者総数 2,665 人）によると、施設に対する満足度（5項目）の全ての項目で、「非常に満足」と「やや満足」を加えた満足している割合が79%を超えています。また、サービスに対する満足度（4項目）の全ての項目で、満足している割合が65%を超えています。しかし利用者アンケートは、本施設を構成するキャンプ場と中央公園のいずれに対する回答であるのかが不明であり、今後のサービス等の改善に活用できない状況です。
- 安全対策として、キャンプ場で擦過傷が複数発生していた夏ソリ場を令和6年度から利用停止としたことや、夏期熱中症事案が発生した中央公園にミストテントを設置したこと、通信回線の改善対策を実施したことなど、適宜必要な改善に取り組んでいます。なお、衛生面で特に問題となる事象は確認されませんでした。

② 本施設の課題について

【主要施設別のコストと収入、利用者の満足度等の検証】

- 本施設は、主にキャンプ場と中央公園で構成されています。また、中央公園には、大野城スケートボードパークなどが設置されています。本施設の適切な指定管理者交付金を算定する前提として、これらの施設別のコストと収入見込みに関するデータが必要です。また、主要な施設別の満足度等が設問設計されていないことから、施設のサービス改善に有用な利用者アンケートが実施されていません。
- 平成4年の開設以降、30年以上が経過する中、今後は、特にキャンプ場や遊具に関して老朽化対策（更新等）の費用増加が見込まれる中、本施設のあり方（継続、見直し、一部廃止等）を検討するための情報として、主要施設別のコスト、収入、利用者意向を把握し、それらを活用した分析が必要です。

【キャンプ場の市民利用者増加対策の限界】

- これまでキャンプ場の市民利用者の割合は2割未満で推移し、本施設の運営の大きな問題でした。現指定管理者は、市民利用者の増加のために様々な対策を講じてきましたが、具体的な効果は認められません。

- 現在、少なくとも施設全体の年間支出合計額 70,662 千円（R 7 年度決算）に対して、25,600 千円の指定管理者交付金が市費として支出されており、支出額に対して 36%を占めています。キャンプ場の運営に係る支出額と収入額（指定管理者交付金充当額を除く）を算出した上で、もし支出額が上回る場合は、貴重な市費の多くが市民以外の利用者のために費やされていることとなります。今後も新たな対策が講じられても市民利用者の増加及び利用者全体に占める市民利用者の割合の大幅な増加が困難であることから、支出額が収入額を上回る場合はキャンプ場のあり方（継続、見直し、廃止）を検討する必要があります。

③ 次期指定管理者の選定について

i) 次期指定管理者の選定に向けた課題について

【主要施設別のコストと収入予測の明確化】

- 指定管理者交付金や指定管理者に求めるサービスレベル等の適正化と、指定管理者の選定にあたっての評価基準の向上のため、主要施設別のコスト、並びに、利用者数及び収入の予測を明らかにする必要があります。
- その際、特にキャンプ場については、現在のキャンプ場の主要な需要がオートキャンプ場であるが本施設のキャンプ場は対応できないこと、新型コロナ禍の行動制限中はキャンプ場の需要が増加したが行動制限解除後は需要が沈静化したこと、グランピングなど新たなサービスに対する需要が発生していることなどを踏まえ、利用者数及び収入の増加を期待するのは困難であることを踏まえる必要があります。

【キャンプ場のあり方の検討】

- 前述のとおり本施設のキャンプ場は、現在のキャンプ場に対するニーズに対応できない施設条件です。また、現指定管理者が様々な対策を講じているにもかかわらず、市民利用者数及び同割合は増加していません。
- キャンプ場の設置・運営に係る支出額がキャンプ場における収入額（指定管理者交付金充当額を除く）を上回る場合は、廃止を含めた今後のあり方の検討が必要です。
- ただし、市外から多くの利用者を集めている点は本施設の強みであります。今後のあり方を検討する際は、市民・市外を問わず総利用者数の拡大を図るとともに、民間事業者等のノウハウを活用した利用料金収入の増加や魅力ある事業展開により収支を自立させ、市費を投入せずとも施設の有効活用と持続可能な運営ができる手法を検討することも必要と考えます。

ii) 次期指定管理者の選定方法及び指定期間について

- 本施設が提供するサービス内容を踏まえると、次期指定管理者は、従来と同様に公募で選定することが適切と考えます。また、指定期間も従来と同様に 5 年（令和 9 年度から令和 13 年度）が適切と考えます。
- なお、次期指定管理者選定にあたって、「i) 次期指定管理者の選定に向けた課題について」で示した【主要施設別のコストと収入予測の明確化】のうち、可能な範囲で明らかになった情報を条件・仕様書等に反映することが必要です。
- また、持続可能な運営に向けて、事業者から以下のような提案を求めることも必要と考えます。
 - 従来型の一律料金減免などではなく、データに基づくターゲットに応じたプロモーション手法の提案

- 所管課職員では補いきれないマーケティング技術を補完するための提案
 - 利用者の満足度や潜在ニーズを把握するためのデジタルツール等の提案
 - アンケートデータを活用し、サービス改善や需要予測といった改善提案や、市へのフィードバック等につなげる仕組みの提案
- 次期指定期間終了の前年度（令和 12 年度）末までに、「i）次期指定管理者の選定に向けた課題について」で示した【キャンプ場のあり方の検討】を十分に検討し、結論を導き出すことが必要です。

④ その他について

【所管課による指定管理者に対する評価や利用者増に対する検討の見直し】

- 複数の委員から、「施設の管理運営に関するチェック項目」の評価結果を始め、所管課による指定管理者のサービス内容に対する評価について、過度に評価が高くなっている項目があり、適切な評価が行われていないと指摘されています。また、キャンプ場の市民利用者を増加させるためには、特にキャンプ場利用者に対する利用者アンケートの設問設計や分析に創意工夫が必要ですが、現在の利用者アンケート調査結果では、利用者増やサービスの改善にほとんど活用できません。
- 所管課は、指定管理者により実施しているサービスの質の向上や、収支改善に対して第一義的な責任を負っているため、より積極的・客観的に指定管理者に対する評価改善に取り組むとともに、長年の懸案事項であるキャンプ場のあり方に取り組むべきと考えます。

【キャンプ場のあり方について】

- キャンプ場の利用者の増加と収支改善を同時に進めるためには、マーケティング技術が必要ですが、定期異動により常に職員が入れ替わる所管課だけで有効な対策を検討することは困難です。
- また、市内には別途、令和 8 年 4 月に大野城そらもりキャンプ場（大野城総合公園キャンプ場がリニューアル）がオープンしました。同キャンプ場は、オートサイト（車の乗り入れが可能なオートサイト）6 箇所が設置されています。
- 本市がキャンプ場を設置・運営する目的や必要性、設置運営により期待する具体的な効果を明確にしたうえで、福岡都市圏に位置する本市が 1 市で複数のキャンプ場の運営を続ける具体的な必要性・有効性を説明できない場合は、本施設のキャンプ場の運営を継続することは避けるべきと考えます。

(4) コミュニティセンター（南・中央・東・北）

① 現在の指定管理者のサービスについて

【施設の管理運営の概要と前回診断時の指摘事項への対応状況】

- 平成 11 年から平成 16 年に順次設置された本施設は、市民と行政のパートナーシップによるまちづくり及び生涯学習活動を推進するための拠点施設として、地区コミュニティごとに設置されています。
- 前回診断時の講評指摘事項として、「・・・令和 2 年度の NPO 法人の決算書を見ると、収益の 9 割以上を指定管理者交付金が占めています。今後、NPO 法人の活動の充実強化及び市の財政的負担の軽減の観点から、新たな収益源を確保することも求められます。」とあります。これに対して自主事業収益は、前回令和 2 年度決算 556 千円に対して令和 7 年度決算 576 千円と横ばい、経常収益全体に占める割合も、令和 2 年度 0.3%に対して令和 7 年度 0.2%と横ばいです。
- 前回指摘時は、「現指定管理業務を自主事業として実施するなどにより、指定管理者交付金の削減に繋げることが可能になると考える」とありますが、所管課の回答通り、現在の指定管理業務は基本、公益性が高く収益性が低いことから、自主事業化することは困難と考えます。このため、現指定管理業務以外の新しい自主事業を検討・実施する必要があると考えます。具体的には、施設の設置目的を踏まえ、地域コミュニティと NPO を連携・繋ぐための事業を始め、パートナーシップによるまちづくりの推進に寄与し、かつ、企業等との連携により一定の収益を生み出す事業が考えられます。

【施設のサービス状況】

- 本施設では設置目的を果たすため、指定管理業務として、施設の維持管理・運営のための事業を始めとする自治体企画事業（市が企画・仕様を決定し、それに基づき指定管理者が実施）、指定事業（市が事業の大枠と事業実施の性能等を決めて、それに基づき指定管理者が企画・実施）が実施されています。これらの事業の一環として、大野城市コミュニティ活動応援ファンド事業、買い物支援事業（買い物代行「ごきげんお届け便」）、使ってバンク「暮らしのサポート事業」、サロン事業、天体観測事業、指定管理者提案事業、まちづくり活動及びコミュニティセンター情報発信事業などが取り組まれ、各事業には多くの市民の参加・利用が確認できます。しかし、施設設置目的を踏まえると、各事業に参加した市民が、その後、パートナーシップによるまちづくりの担い手として活動することが望ましいですが、現状ではその成果が不十分と評価します。
- 指定管理業務進捗管理の「2. 成果の状況（アウトプット、アウトカム）」では、成果指標として、①市民公益活動促進プラットフォーム事業・利用登録者の活動数、②コミュニティセンター年間利用者数が設定されています。これらの指標は、施設利用や主要事業の 1 次の成果としては適切ですが、施設設置目的に則した成果ではありません。「パートナーシップによるまちづくり及び生涯学習活動を推進」に則し、より適切な成果指標（どの程度、パートナーシップによるまちづくりに効果を挙げたのか、生涯学習活動の推進に効果を挙げたのかを測定できる指標）に見直す必要があります。
- 利用者アンケート調査結果によると、各施設に対する満足度（4 項目）、サービスに対する満足度（4 項目）の全ての項目が、「非常に満足」と「やや満足」を加えた満足している割合が概ね 60%を超えています。また、衛生面、安全面で特に問題となる事象は確認されませんでした。

② 本施設の課題について

【施設設置目的の推進のための事業実施効果の向上】

- 現在の指定管理業務について、自治体企画事業、指定事業共に、適切に実施されています。しかし、指定管理業務を実施した結果・成果について、「パートナーシップによるまちづくり及び生涯学習活動を推進」のうち、特にパートナーシップによるまちづくりの推進に対する効果が不明若しくは低い状況と評価します。現指定管理者 NPO 法人共働のまち大野城の事業報告書（令和 7 年度）では、事業概要として、ボランティア活動事業からその他目的を達成するために必要な事業まで 11 事業が示されていますが、基本的には本指定管理業務です。同 NPO の基本構想では、活動目的「大野城市民やコミュニティで活動する団体に対して、地域課題を解決するための活動支援や情報提供などの事業を行うことで、大野城市民や行政とのパートナーシップによるまちづくりに寄与すること」が示されていますが、活動実態・実績が本指定管理業務である 11 事業に留まっており、活動目的を達成するための自主事業等が実施できていません。
- そのため、地域におけるパートナーシップによるまちづくりの担い手不足が進む中、現指定管理者だけで地域課題の解決のためにパートナーシップによるまちづくりを推進させることは難しいのではないかと懸念します。
- パートナーシップによるまちづくりを推進するためには、新しい担い手の確保が必要であり、指定管理業務の実施の後、新しい担い手に繋がる必要があります。そのためには、従来のコミュニティ活動団体以外に、新たに企業や学校法人、社会福祉法人など幅広い組織・団体を巻き込む経験と能力を有するコーディネート機能が必要です。このような経験・能力を有するコーディネート機能が不十分である中、事業実施効果を向上させることは困難と考えます。

【パートナーシップによるまちづくりに関する関連事業の整理】

- 本市は、シン・コミュニティ構想を推進しています。その一環として、各地区コミュニティ運営協議会が、各地区コミュニティの住民が、地域課題の解決や、めざすべき地域の将来像を実現することを目的とした「コミュニティ別まちづくり計画」に掲げる事業を推進するため、コミュニティ活動活性化交付金交付事業を実施しています。
- シン・コミュニティ構想の 4 つの基本目標（持続可能な地域をつくる、コミュニティ活動や公益活動を活発にする、企業・事業者の公益活動を活発にする、地域と学校の連携を強める）の実現に向けて、市が指定管理者交付金、人件費補助金、事業費交付金などを支出している主要団体（本指定管理者、各地区コミュニティ運営協議会、各区、社会福祉協議会等）の役割・機能や、各団体が解決すべき地域課題の具体的内容、それらを支援するための市の事業・支援の在り方を具体的に整理することで、効果的・効率的なパートナーシップによるまちづくりを推進する必要があります。

③ 次期指定管理者の選定について

i) 次期指定管理者の選定に向けた課題について

【指定管理のためのコスト及び指定管理業務の必要性・効果の検証】

- 現在の指定管理業務におけるコスト（支出、特に人員体制に基づく人件費）の適正さを確認できる資料がありません。そのため、指定管理者交付金（人件費補助を含む）の妥当性を検証できません。
- これまで本施設の指定管理者は、非公募で選定されてきました。仮に公募となった場合、所

管課は支出に関し、各コミュニティセンターの各指定管理業務の必要な人員数を始め客観的な根拠に基づき積算根拠を示す必要があります。今後も非公募の場合であっても、所管課は説明責任として、指定管理者交付金の妥当性を説明するため根拠となる資料を整備する必要があります。その際、現指定管理者が示す人員数・体制だけでは根拠として希薄であり、職員の稼働実態、指定管理業務毎の月・曜日・時間帯別の繁閑状況の把握、他の企業・組織団体に対する参考見積り依頼など所管課独自の情報も必要です。

- また所管課は、指定管理業務を構成する各事業について、施設設置目的に対する具体的な効果（表面的な成果では無い）の検証を行い、施設設置目的に対して費用対効果の低い事業の廃止・縮小・見直しを行う必要があります。

ii) 次期指定管理者の選定方法及び指定期間について

- 本施設が提供するサービス内容を踏まえると、次期指定管理者は、従来と同様に非公募で選定することが適切と考えます。また、指定期間も従来と同様に5年（令和9年度から令和13年度）が適切と考えます。
- なお、次期指定管理者選定にあたって、「i) 次期指定管理者の選定に向けた課題について」で示した【指定管理のためのコスト及び指定管理業務の必要性・効果の検証】のうち、可能な範囲で明らかになった情報を条件・仕様書等に反映することが必要です。
- 次期指定期間終了の前年度（令和12年度）末までに、「② 本施設の課題について」で示した【施設設置目的の推進のための事業実施効果の向上】、【パートナーシップによるまちづくりに関する関連事業の整理】を十分に検討し、施設設置目的の推進に具体的な効果を発揮できる他の事業手法の検討・導入と、その結果に基づく次々期の指定管理期間の指定管理者との協定書・仕様書等への反映が必要です。

以上